

酒田市契約規則新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>第1章 総則 (契約の解除)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(契約者が個人である場合には<u>その者</u><u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、契約者が法人である場合にはその役員、<u>その支店又は</u>常時契約を締結する事務所の<u>代表者</u><u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。)が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>(削る)</p> <p>イ 役員等が、<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 役員等が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であることを知りながらこれを不<u>当に利用する等</u>していると認められるとき(イに該当する場合を除く。)。</p> <p>オ 役員等が、<u>暴力団又は暴力団員</u>と社会的に非難されるべき関係を</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則 (契約の解除)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(契約者が個人である場合には<u>その者</u><u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、契約者が法人である場合にはその役員<u>又は</u><u>その支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者</u><u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>イ <u>暴力団又は暴力団員</u>が<u>経営に実質的に関与している</u>と認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等<u>した</u>と認められるとき。</p> <p>エ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>オ 役員等が <u>暴力団又は暴力団員</u>と社会的に非難されるべき関係を</p>

<p>有していると認められるとき。</p> <p>カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が<u>アからオまで</u>のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>有していると認められるとき。</p> <p>カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が<u>イからホまで</u>のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>
<p>キ (略)</p>	
<p>3・4 (略)</p>	
<p>様式第2号(第20条関係)</p>	
<p>一般競争入札参加資格確認申請書</p>	
<p>[別紙参照]</p>	
<p>様式第7号(第34条関係)</p>	
<p>建設工事請負契約書</p>	
<p>[別紙参照]</p>	
<p>様式第9号(第35条関係)</p>	
<p>別記建設工事請負契約約款</p>	
<p>[別紙参照]</p>	
<p>様式第10号(第35条関係)</p>	
<p>別記測量等業務委託契約約款</p>	
<p>[別紙参照]</p>	
<p>様式第11号(第35条関係)</p>	
<p>別記土木設計等業務委託契約約款</p>	
<p>[別紙参照]</p>	
<p>様式第12号(第35条関係)</p>	
<p>別記測量等業務委託契約約款</p>	
<p>[別紙参照]</p>	
<p>様式第13号(第35条関係)</p>	
<p>別記土木設計等業務委託契約約款</p>	
<p>[別紙参照]</p>	

[別紙参照]

様式第 12 号(第 35 条関係)

別記建築設計等業務委託契約約款

[別紙参照]

様式第 13 号(第 35 条関係)

別記工事監理等業務委託契約約款

[別紙参照]

[別紙参照]

様式第 12 号(第 35 条関係)

別記建築設計等業務委託契約約款

[別紙参照]

様式第 13 号(第 35 条関係)

別記工事監理等業務委託契約約款

[別紙参照]